

○ 米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金交付要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 生産第 3468 号農林水産事務次官依命通知） 新旧対照表

新	旧
<p>第 1～第 8 (略)</p> <p>(計画変更、中止又は廃止の承認)</p> <p>第 9 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第 3 号による変更等承認申請書正副 2 部を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 補助対象経費の配分を変更しようとするとき。ただし、第 10 に規定する軽微な変更を除く。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第 1～第 8 (略)</p> <p>(計画変更、中止又は廃止の承認)</p> <p>第 9 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第 3 号による変更等承認申請書正副 2 部を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 補助対象経費の額を変更しようとするとき。ただし、第 10 に規定する軽微な変更を除く。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第 10～第 13 (略)</p> <p>(状況報告)</p> <p>第 14 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の第 3・四半期の末日現在において、別記様式第 7 号により事業遂行状況報告書正副 2 部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第 8 号の概算払請求書又は別記様式第 9 号の実績報告書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第 10～第 13 (略)</p> <p>(状況報告)</p> <p>第 14 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の各四半期(第 4・四半期を除く。)の末日現在において、別記様式第 7 号により事業遂行状況報告書正副 2 部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第 8 号の概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>第 15～第 18 (略)</p> <p>附 則 (平成 27 年 4 月 9 日付け 26 生産第 3468 号) この要綱は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 27 年 9 月 30 日付け 27 生産第 1823 号)</p> <p>1 この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この通知による改正前の各通知 (以下「旧通知」という。) の規定により農林水産省生産局長 (以下「生産局長」という。) がした処分、手続その他の行為 (以下「処分等」という。) は、この通知による改正後の各通知 (以</p>	<p>第 15～第 18 (略)</p> <p>附 則 (平成 27 年 4 月 9 日付け 26 生産第 3468 号) この要綱は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 27 年 9 月 30 日付け 27 生産第 1823 号)</p> <p>1 この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この通知による改正前の各通知 (以下「旧通知」という。) の規定により農林水産省生産局長 (以下「生産局長」という。) がした処分、手続その他の行為 (以下「処分等」という。) は、この通知による改正後の各通知 (以</p>

別記様式第1号（第4第1項関係）

〇〇年度 米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金
交付申請書

番 号
年月日

(交付決定者) 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

下記のとおり事業を実施したいので、米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金交付要綱第4第1項の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

(削除)

(削除)

1 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業 に要する 経費(又は 補助事業 に要した 経費) (A+B)	負担区分		補助率	備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)		
	円	円	円		

別記様式第1号（第4第1項関係）

平成〇〇年度 米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金
交付申請書

番 号
年月日

(交付決定者) 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

下記のとおり事業を実施したいので、米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金交付要綱第4第1項の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画(又は実績)

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業 に要する 経費(又は 補助事業 に要した 経費) (A+B)	負担区分		補助率	備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)		
	円	円	円		

4 添付書類

- ① 事業実施計画
- ② 事業費の内訳の詳細が分かる資料
- ③ 謝金、賃金、手当及び旅費について、その単価の根拠資料
- ④ 事業の一部を委託する場合は、委託契約書（案）等の委託内容が分かる資料及び委託先の選定根拠が分かる資料

(注) 米穀周年供給・需要拡大支援事業実施要領第2の3の(1)に基づき事業承認者の承認を受けた事業実施計画の添付資料として提出したものであって変更がないものについては、その添付を省略することができる。

別記様式第2号 (略)

6 添付書類

米穀周年供給・需要拡大支援事業実施計画

別記様式第2号 (略)

(注3) 補助金の額が増額する場合は、件名の「変更等承認申請書」を「変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり〇〇したいので、米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金交付要綱第9の規定に基づき申請する。」を、「下記のとおり変更したいので、米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金交付要綱に基づき、補助金〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。

(注3) 補助金の額が増額する場合は、件名の「〇〇事業変更等承認申請書」を「〇〇事業の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記の理由により別添のとおり変更したいので、米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金交付要綱第9の規定に基づき申請する。」を、「下記の理由により別添のとおり変更したいので、米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金交付要綱に基づき、補助金〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。

載された事項について記載すること。

(注2) 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

載された事項について記載すること。

(注2) 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第6号(第13関係)

番 号
年月日

(交付決定者) 殿

住所
団体名
代表者の役職及び氏名 印

米穀周年供給・需要拡大支援事業の事業遅延の届出について

○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業の遅延について、米穀周年供給・需要拡大事業費補助金交付要綱第13の規定に基づき下記の通り報告する。

記

- 1 事業の内容及び遂行状況
- 2 補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は遂行が困難となった理由
- 3 遅延に対して講じた措置
- 4 その他

別記様式第6号(第13関係)

番 号
年月日

(交付決定者) 殿

住所
団体名
代表者の役職及び氏名 印

米穀周年供給・需要拡大支援事業の事業遅延の届出について

平成○年○月○日付けで補助金の交付決定通知のあった事業の遅延について、米穀周年供給・需要拡大事業費補助金交付要綱第13の規定に基づき下記の通り報告する。

記

- 1 事業の内容及び遂行状況
- 2 補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は遂行が困難となった理由
- 3 遅延に対して講じた措置
- 4 その他

別記様式第8号(第14関係)

〇〇年度 米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金遂行状況報告書兼概算払請求書

番号
年月日

(交付決定者) 殿
(官署支出官) 殿

本省は政策統括官
北海道農政事務所、北陸・東海・近畿・中国四国農政局は総務管理官
東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局は総務部長

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金交付要綱第11の規定に基づき、〇年〇月末現在における遂行状況を下記のとおり報告します。
また、併せて金〇〇円を概算払によって交付されたく請求します。

記

区分	補助事業に要する経費	(A) 国庫補助金	(B) 既受領額		遂行状況報告 〇年〇月末日の出来高	(C) 今回請求額		(A)-(B)+ (C) 残額		事業完了予定年月	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日迄予定出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		

別記様式第8号(第14関係)

平成〇〇年度 米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金遂行状況報告書兼概算払請求書

番号
年月日

(交付決定者) 殿
(官署支出官) 殿

本省は政策統括官
北海道農政事務所、北陸・東海・近畿・中国四国農政局は総務管理官
東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局は総務部長

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇年〇月〇日付け〇第〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金交付要綱第11の規定に基づき、平成〇〇年〇月末現在における遂行状況を下記のとおり報告します。
また、併せて金〇〇円を概算払によって交付されたく請求します。

記

区分	補助事業に要する経費	(A) 国庫補助金	(B) 既受領額		遂行状況報告 平成〇年〇月末日の出来高	(C) 今回請求額		(A)-(B)+ (C) 残額		事業完了予定年月	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日迄予定出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		

別記様式第9号(第15第1項関係)

〇〇年度 米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金
実績報告書

番 号
年月日

(交付決定者) 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

印

〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金交付要綱第15第1項の規定により、その実績を報告する。
また、併せて精算額として米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金〇〇〇円の交付を請求する。

記

(注1) 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
(注2) 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿等の写し及び確認のための資料(契約書、請求書、領収書等の写し)、経費以外のものは、交付申請書又は変更等承認申請書に添付した事業実施計画について、変更があったものに限り添付すること。

別記様式第9号(第15第1項関係)

平成〇〇年度 米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金
実績報告書

番 号
年月日

(交付決定者) 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金交付要綱第15第1項の規定により、その実績を報告する。
また、併せて精算額として米穀周年供給・需要拡大支援事業費補助金〇〇〇円の交付を請求する。

記

(注1) 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
(注2) 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿等の写し及び確認のための資料(契約書、請求書、領収書等の写し)を添付し、経費以外のものは、交付申請書又は変更等承認申請書に添付した米穀周年供給・需要拡大支援事業実施計画のうち、変更があったものに限り添付すること。

こと。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

こと。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料